

令和8年度 監査等年間計画書

監査等の種類	監 査 対 象	監査期間	所 要 日 数 (実施か所数)	
			委員監査	事務監査
定期監査	1 定期監査 第一期（主として令和7年度） 政策経営部、総務部、危機管理部、資産活用部、施設営繕部、 産業経済部、衛生部、環境部、都市建設部、監査事務局、 農業委員会事務局、区議会事務局	4月27日～ 8月25日	30日 (80か所)	31日 (70か所)
	2 定期監査 第二期（主として令和7年度） 教育委員会事務局（教育指導部、学校運営部、子ども家庭部） （1）学校「小学校(67)、中学校(35)」について 合計102校のうち、委員監査は8分の1程度、事務監査は 4分の1程度を実施する。（おおむね4年に1回） （2）保育所・認定こども園「保育園(27)、認定こども園(3)」について 合計30園のうち、委員監査は6分の1程度、事務監査は 3分の1程度を実施する。（おおむね3年に1回）	8月27日～ 11月24日	13日 (39か所)	21日 (57か所)
	3 定期監査 第三期（主として令和7年度） 区民部、地域のちから推進部、福祉部、会計管理室、 選挙管理委員会事務局 （1）区民事務所について 17所のうち、4分の1程度を実施する。（おおむね4年に1回） （2）郷土博物館について 委員監査は3年に1回、事務監査は毎年実施する。	10月27日～ 1月26日	17日 (45か所)	25日 (42か所)
	4 工事監査(主として令和7年度) （1）総事業費(用地費を除く)が1億円以上の工事から、事前調査に 基づき1～2か所を指定して実施する。 （2）対象工事の施設管理及び工事施工にかかわる所管課を対象とする。	調査委託 1月13・19日 委員監査 2月8・9日	/	2日 (2か所)
特定行政監査	実施予定	未定	2日	1日
財政援助団体等監査	1 出資団体、補助金等交付団体（主として令和7年度） 事前調査に基づき、下欄指定管理者と合わせ、委員監査は 15か所程度、事務監査は25か所程度を実施する。	1月7日～ 3月26日	15日 (15か所)	20日 (25か所)
指定管理者監査	1 公の施設の管理者（主として令和7年度） 事前調査に基づき、委員監査、事務監査とも上欄財政援助団体等 監査のとおり実施する。 ※ 校外施設は、おおむね4年に1回実施する。 （次回は、令和9年度に鋸南自然の家を対象にする予定）			
例月出納検査	1 会計管理室から提出される検査資料をもとにした、現金の出納にか かわる検査 2 指定金融機関、地方税収納事務受託者の検査の結果報告	原則、 毎月25日	12日	12日
決算審査	一般会計、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計、 財産等（令和7年度）	7月15日～ 8月25日	3日	28日
基金運用状況審査	運用基金（令和7年度）			
健全化判断比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化 判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、 将来負担比率）の審査			
内部統制評価報告書審査	内部統制評価報告書の審査	7月1日～ 8月25日	3日	38日
		合 計	97日 (181か所)	178日 (196か所)